

事 務 連 絡
平成 1 7 年 3 月 3 1 日

社団法人日本病院会長 殿

厚生労働省保険局医療課

通知の一部改正について

標記について、別添のとおり、本職から地方社会保険事務局長、国民健康保険主管課（部）長、老人医療主管課（部）長あて通知したのでお知らせします。

別 添

保医発第0331004号
平成17年3月31日

地方社会保険事務局長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県老人医療主管部（局）
老人医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

「入院時食事療養の新設に伴う実施上の留意事項について」等の
一部改正について

「日本人の食事摂取基準の策定について」（平成16年12月28日健発第1228001号厚生労働省健康局長通知）及び「日本人の食事摂取基準（2005年版）の取扱いについて」（平成16年12月28日健習発第1228001号厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室長通知）が平成17年4月から施行されることに伴い、「入院時食事療養の新設に伴う実施上の留意事項について」（平成16年8月5日保医発第104号）及び「入院時食事療養の基準等に係る届出に関する手続きの取扱いについて」（平成16年2月27日保医発第0227004号）について、別紙1及び別紙2のとおり改正し、平成17年4月1日より適用することとしたので、その取扱いに遺漏のないよう関係者に対し周知徹底を図られたい。

この件については、健康局総務課生活習慣病対策室と協議済であるので、念のため申し添える。

なお、「日本人の食事摂取基準（2005年版）」については、厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2004/11/h1122-2.html>）に掲載してあるので適宜参照されたい。

別紙1

「入院時食事療養の新設に伴う実施上の留意事項について」

1 中(4)を次のとおり改める。

(4) 入院患者の食事摂取基準は、本来、性、年齢、体位、身体活動レベル、病状等によって個々に適正量が算定されるべき性質のものである。従って、一般食を提供している患者の食事摂取基準についても、患者個々に算定された医師の食事せんによる食事摂取基準を用いることを原則とするが、これらによらない場合には、次により算定するものとする。

ア 一般食患者の食事摂取基準については「日本人の食事摂取の策定について」（平成16年12月28日健発第1228001号厚生労働省健康局長通知）の別添表中の推定エネルギー必要量及び栄養素（脂質、たんぱく質、ビタミンA、ビタミンB₁、ビタミンB₂、ビタミンC、カルシウム、鉄、ナトリウム（食塩）及び食物繊維）の食事摂取基準の数値を適切に用いるものとする。

なお、患者の体位、病状、身体活動レベル等を考慮すること。

また、推定エネルギー必要量は治療方針にそって身体活動レベルや体重の増減等を考慮して適宜増減することが望ましいこと。

イ アに示した食事摂取基準についてはあくまでも献立作成の目安であるが、食事の給与に際しても、病状、身体活動レベル等個々の患者の特性について十分考慮すること。

別紙2

「入院時食事療養の基準等に係る届出に関する手続きの取扱いについて」

別添の2(1)中ウを次のとおり改める。

ウ 一般食を提供している患者の食事摂取基準については、患者個々に算定された医師の食事せんによる食事摂取基準を用いることを原則とするが、これらによらない場合には、「日本人の食事摂取の策定について」（平成16年12月28日健発第1228001号厚生労働省健康局長通知）の別添表中の推定エネルギー必要量及び栄養素（脂質、たんぱく質、ビタミンA、ビタミンB₁、ビタミンB₂、ビタミンC、カルシウム、鉄、ナトリウム（食塩）及び食物繊維）の食事摂取基準の数値を適切に用いるものとする。

なお、患者の体位、病状、身体活動レベル等を考慮すること。

また、推定エネルギー必要量は治療方針にそって身体活動レベルや体重の増減等を考慮して適宜増減することが望ましいこと。